

新潟市建設工事総合評価方式試行の一部改訂について

・主な改正事項

1 試行要領について

政府調達協定対象の建設工事の条文を加筆、及び別記様式の修正

2 総合評価点算定基準

(1) 配置予定技術者の評価について

現場経験が少ないなど、主任(監理)技術者の登用されづらい若手技術者の育成、技術力向上を目的とし、経験豊富な補助技術者(専任補助者)を配置する場合は、補助技術者で評価する。

※ただし、主任技術者または監理技術者は、建設業法上の必要な資格を有することを前提とする。

3 別紙「新潟市建設工事総合評価試行要領」、「新潟市建設工事総合評価試行要領の総合評価点算定基準」のとおり